

## 付 議 第 8 号

### 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 21 年 9 月高知県議会定例会提出予定の条例議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

## 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、経済的な理由により著しく修学が困難な者に貸与している高等学校等奨学金について、奨学金の額の区分に係る要件を緩和するよう必要な改正をしようとするものである。

第 号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年9月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、奨学金の貸与を受けようとする者から申出があったときは、当該月額に5,000円を加算することができる。

第3条第1項の表を次のように改める。

区分	月額
地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等学校等に在学する生徒	18,000円
私立の高等学校等に在学する生徒	30,000円

第3条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育委員会は、第1項ただし書の規定に基づく奨学金の月額の加算について、奨学金の貸与を受けている者から当該加算の申出又は当該加算の辞退の申出があったときは、奨学金の月額を増額し、又は減額することができる。

第5条の見出し中「復活」を「再開」に改め、同条中「よる奨学金の貸与の一時停止の理由がなくなった」を「基づき奨学金の貸与を一時停止した場合において、当該一時停止した理由がなくなったと認めた」に、「復活する」を「再開する」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行し、この条例による改正後の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（同項において「施行日」という。）以後に新たに奨学金の貸与を決定する者に対する奨学金の貸与について適用する。

### (経過措置)

- 2 新条例第3条の規定は、施行日前から引き続き奨学金の貸与を受けている者に対する奨学金の貸与についても適用する。この場合において、この条例による改正前の高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条第1項の自宅通学者は新条例第3条第1項ただし書の規定に基づく奨学金の月額に加算を受けていない者と、旧条例第3条第1項の自宅外通学者は新条例第3条第1項ただし書の規定に基づく奨学金の月額に加算を受けている者とみなす。

新 旧 対 照 表  
新

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（抜粋）

（奨学金の額等）

第3条 奨学金の月額、次の表に定めるとおりとする。ただし、奨学金の貸与を受けようとする者から申出があったときは、当該月額に5,000円を加算することができる。

区分	月額
地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等学校等に在学する生徒	18,000円
私立の高等学校等に在学する生徒	30,000円

2 奨学金の貸与の期間は、高等学校等の正規の修業年限を限度とする。ただし、修業年限の定めのない高等学校等に在学する生徒

新 旧 対 照 表  
旧

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（抜粋）

（奨学金の額等）

第3条 奨学金の月額、次の表に定めるとおりとする。

区 分	金 額
地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等学校等	18,000円
私立の高等学校等	30,000円
自宅通学者	18,000円
自宅外通学者	23,000円
自宅通学者	30,000円
自宅外通学者	35,000円

2 奨学金の貸与の期間は、高等学校等の正規の修業年限を限度とする。ただし、修業年限の定めのない高等学校等に在学する生徒

に対する奨学金の貸与の期間は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項ただし書の規定に基づく奨学金の月額  
の加算について、奨学金の貸与を受けている者から当該加算の申出  
又は当該加算の辞退の申出があったときは、奨学金の月額を増額  
し、又は減額することができる。

4 奨学金は、無利子とする。

(貸与の再開)

第5条 教育委員会は、前条の規定に基づき奨学金の貸与を一時停  
止した場合において、当該一時停止した理由がなくなつたと認め  
たときは、奨学金の貸与を再開するものとする。

に対する奨学金の貸与の期間は、教育委員会規則で定める。

3 奨学金は、無利子とする。

(貸与の復活)

第5条 教育委員会は、前条の規定による奨学金の貸与の一時停止  
の理由がなくなつたときは、奨学金の貸与を復活するものとし  
る。